

住居表示地区における住居番号への枝番号の付定に関する基本方針（案）

1 背景及び目的

鴻巣市では、住居表示に関する法律（昭和 37 年 5 月 10 日法律第 119 号）に基づき、現在までに 83 地区において住居表示を実施し、市街化区域住民の公共の福祉の増進に努めてきた。

一方で、住居表示地区においては、複数の建物に同一の番号が振られるケースがあり、一部の地区では、その戸数も顕著なものとなっている。特に近年、市民の個人情報に対する意識の高まりや近隣住民間の交流機会の減少、さらには消費活動の多様化が進んでおり、宅配や郵便における誤配への不安、改善を求める声は増加傾向にある。

そこで、当該地区における住民一人ひとりの状況に応じた良好な住環境整備を図り、市民の暮らしの安心に寄与するため、住居番号の枝番号の付定に関して基本的な方針を定めるものである。

2 現状と課題解決に向けた考え

① 鴻巣市における住居表示の現状

同一住居表示（住所）を複数世帯で使用している地点数（令和 5 年 8 月時点）

同一住所世帯数	地点数
40 世帯以上	1
30～39 世帯	2
20～29 世帯	9
10～19 世帯	61
3～9 世帯	1, 153
2 世帯	1, 919
合計	3, 145

（住民基本台帳）

② 市民課に寄せられた意見

市民課に寄せられた意見数は、令和 5 年度実績で 15 件程度

【具体的な意見の内容】

- ・新築した家と同じ住所が 4～5 軒ある。郵便物の混同リスクがあり安心して居住できない。
- ・40 年以上暮らしているが同じ住所を多くの家で共有しており、何かと不便を感じている。

③ 県内 40 市の実施状況

住居表示地区がある	枝番号を付定している	付定を検討している
36 団体	27 団体	4 団体

27 団体のうち、7 団体は令和 2 年度以降に実施

④ 現状の課題と解決に向けた考え

ケース	課題	解決に向けた考え
新築住宅 当該地区に新たに移り住む市民	配達員や近隣住民と馴染みがなく、配達等の誤配リスクに不安を持つ方が多い。	・住居表示の申請の際、他の建物と同番号になる可能性がある場合は、説明した上で枝番号付きの住居表示を付定する。 (積極的に枝番号を付定)
既存住宅 当該地区に長く住む市民	慣れ親しんだ住所であり、郵便物等においても不便を感じていない方が多い一方で、改善を強く求めている方もいる。	・希望する方には、申請により住居番号に枝番号を新たに付定する。 (希望者に枝番号を付定)

3 実施に向けたスケジュール

時期	内容
令和6年7～8月	鴻巣市住居表示整備審議会（2回） 基本方針（案）に係る審議
令和6年9月～12月	基本方針の策定 住居表示実施基準要綱の改定、実施要領（マニュアル）の作成 広報周知
令和7年1月	事業開始（予定）

4 枝番号の付定に係る基本方針

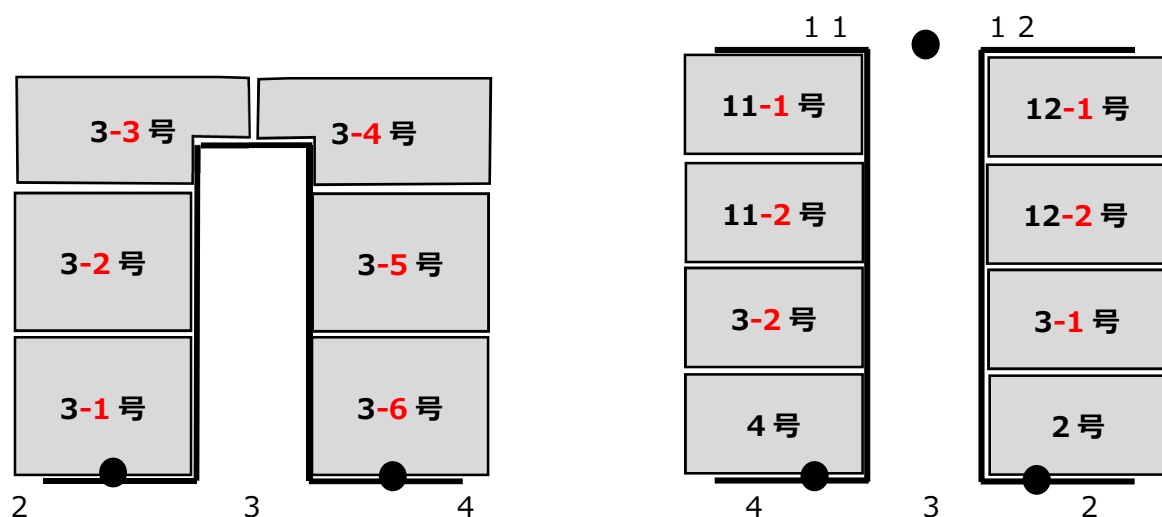
- ・新築建物では同住所となる可能性がある場合に、基本的に枝番号を付けることとする。
- ・既存建物では申請を原則とし、住所変更に伴う各種手続きは申請者の自己負担とする。
- ・枝番号はアラビア数字とし、市が設定する。
- ・枝番号の表示方法は、「●●町1番1ー1号」とし、鴻巣市住居表示実施基準要綱第10条（袋小路における住居表示の特例）の改定（対象拡大）によって行う。
- ・基本的な枝番号の付定ルールは5のとおりとし、運用にあたっては実施要領を作成する。
- ・共同住宅、店舗、事業所等は枝番号付定の対象外とする。

5 基本的な枝番号の付定ルール

【ルール1】

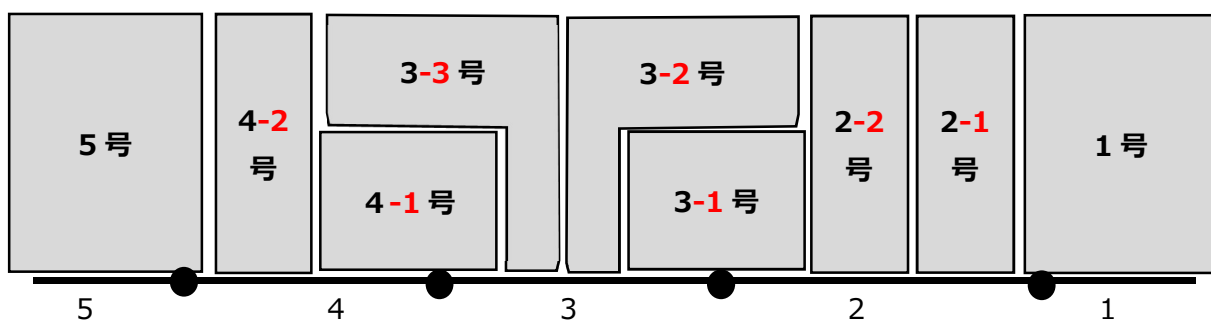
・袋小路や新たに造られた道路により、複数の建物が同一の住居番号である場合は、基礎番号が振られた道路から近い順に枝番号を設定する。

※袋小路の場合は原則、①手前から ②一筆書きでの付番を基本とする。



【ルール2】

・複数の建物が基礎番号の付された道路に面している場合、基礎番号の小さい方の建物から順に枝番号を付定する。



【ルール3】

- ・戸数が多く複雑な地区では、同じ住居番号の建物 10 戸未満で 1 つのブロックをつくり、それぞれのブロックに枝番号を割り振る。(例：枝番号が 10 番台のブロックなど)
- ・ブロック内での枝番号は、割り振られた番号内で申請順に小さい番号から付定する。
- ・42 番と 49 番は欠番とする。

【参考資料】

●鴻巣市の住居表示地区一覧

施行日	地区（地区数）
昭和 40 年 2 月 1 日	加美 1 丁目、加美 2 丁目、雷電 1 丁目、雷電 2 丁目、本宮町、宮地 1 丁目、宮地 2 丁目、宮地 3 丁目、宮地 4 丁目、宮地 5 丁目、本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、本町 4 丁目、本町 5 丁目、本町 6 丁目、本町 7 丁目、本町 8 丁目、東 1 丁目、東 2 丁目、東 3 丁目、東 4 丁目、天神 1 丁目、天神 2 丁目、天神 3 丁目、天神 4 丁目、天神 5 丁目、人形 1 丁目、人形 2 丁目、人形 3 丁目、人形 4 丁目（31 地区）
昭和 41 年 5 月 1 日	加美 3 丁目、富士見町、栄町、神明 1 丁目、神明 2 丁目、神明 3 丁目（6 地区）
昭和 42 年 5 月 1 日	逆川 1 丁目、逆川 2 丁目（2 地区）
昭和 55 年 10 月 1 日	小松 1 丁目、小松 2 丁目、小松 3 丁目、小松 4 丁目、松原 1 丁目、松原 2 丁目、松原 3 丁目、松原 4 丁目（8 地区）
昭和 57 年 10 月 1 日	大間 1 丁目、大間 2 丁目、大間 3 丁目、堤町、緑町（5 地区）
昭和 63 年 10 月 1 日	中央、生出塚 1 丁目、生出塚 2 丁目、ひばり野 1 丁目、ひばり野 2 丁目（5 地区）
平成 2 年 10 月 1 日	稲荷町、赤見台 1 丁目、赤見台 2 丁目、赤見台 3 丁目、赤見台 4 丁目（5 地区）
平成 13 年 10 月 1 日	大間 4 丁目（1 地区）
【吹上地域】 昭和 42 年 4 月 1 日	筑波 1 丁目、筑波 2 丁目、本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、本町 4 丁目、本町 5 丁目、南 1 丁目、南 2 丁目、鎌塚 1 丁目、鎌塚 2 丁目、鎌塚 3 丁目、鎌塚 4 丁目、鎌塚 5 丁目（14 地区）
昭和 43 年 4 月 1 日	榎戸 1 丁目、榎戸 2 丁目（2 地区）
昭和 55 年 3 月 1 日	富士見 1 丁目、富士見 2 丁目、富士見 3 丁目、富士見 4 丁目（4 地区）